

令和 7 年度 第 1 回東京都広告物審議会

令和 7 年 6 月 1 9 日 (木)

東京都庁第一本庁舎 4 2 階特別会議室 A (オンライン併用)

午前 1 0 時 3 0 分 開会

○根来緑地景観課長 おはようございます。

定刻になりましたので、ただ今から令和 7 年度第 1 回東京都広告物審議会を開会させていただきます。

本日は、お暑いところ、ご多忙の中、当審議会にご出席賜り誠にありがとうございます。私は当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長、根来でございます。会長に議長をお願いいたしますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、会場にてご出席の皆さまの机上に会議マイクの備え付けがございますので、ご発言の際は、こちらのマイクをご使用ください。マイク前面、機械の下にございます右側のボタンを押していただきますと赤いランプが点灯いたします。これでマイクがオンになりますので、ご発言賜ればと思います。

また、ご発言終了時は、再度同じ右側のボタンを押していただきますとランプが消えますので、マイクをオフにしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、現在出席の委員の方は、オンラインでご出席の方も含めて 2 0 名でございます。東京都屋外広告物条例第 6 3 条第 1 項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。

議事次第と資料 1、資料 2、資料 3－1 から 3－2、資料 4、資料 5 のほか、東京都広告物審議会運営要綱をご用意いたしております。全ておそろいでしょうか。不足等ございましたら事務局のほうにお申し付けください。よろしいですか。

おそろいようですので進めさせていただきます。

それでは、まず初めに、東京都を代表いたしまして、東京都技監の谷崎より一言ごあいさつ申し上げます。

○谷崎東京都技監 東京都技監で当局都市整備局の局長を務めさせていただいております。

す谷崎でございます。

本日はご多用の中、また大変暑い中、令和7年の第1回東京都広告物審議会のほうにご出席を賜り、誠にありがとうございます。都を代表して一言あいさつ申し上げたいと思います。

委員の皆さま方におかれましては、日頃より東京都の屋外広告物行政および都市づくり行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

委員改選後、初めての審議会でございますが、今回の改選では、新たに8名の方にご就任いただくとともに、14名の方に引き続き委員のほうをお願いすることとなりました。改めて御礼を申し上げますとともに、皆さまのお力添えを引き続きお願いいたします。

東京都では、本年3月、「2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～」、東京都の長期戦略でございますが、これを取りまとめました。日本の成長を牽引し、人がいきいきと輝く都市・東京を実現するため、魅力と活力あふれる拠点と景観の形成に向けた取り組みを戦略的に進めていくこととしてございます。

そのためには、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、屋外広告物行政を適切に推進していくことが重要でございます。

近年、広告料収入を活用したエリアマネジメント活動等の取り組み、デジタルサイネージの巨大化等、屋外広告物を取り巻く状況も変化しております。こうした状況に適切に対応し、東京の魅力と価値をさらに高めていくため、引き続きご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員の皆さまには、活発なご議論、ご審議をいただき、お力添えを賜りますよう改めてお願い申し上げます。

これをもちましてあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○根来緑地景観課長 ありがとうございます。

本日は、委員改選後、初めて開催する審議会でございます。委員22名中8名の委員が新たに就任されました。

そこで、まず、委員の皆さまをご紹介します。

お手元でございます資料1の東京都広告物審議会委員名簿をご覧ください。恐縮でございますが、私から名簿の順にご紹介させていただきます。

田中敬三委員でございます。

木下庸子委員でございます。

菅原大輔委員は、本日ご欠席でいらっしゃいます。

中島直人委員でございます。

田邊学委員でございます。

古澤達也委員でございます。

鳥越けい子委員でございます。

鈴木世里子委員でございます。

中野敬子委員でございます。

中野香織委員でございます。

三谷文栄委員でございます。

安藤邦子委員でございます。

菊池二郎委員は、本日はご欠席でいらっしゃいます。

松本幹久委員でございます。

高村祐次郎委員でございます。

大村寿一郎委員でございます。

保坂展人委員でございます。

白井亨委員でございます。

日下真一委員、本日は代理の時任さまがご出席くださっております。

谷崎馨一委員でございます。

花井徹夫委員、本日は代理の蔵持さまにご出席いただいております。

吉田義実委員、本日は代理の山橋さまにご出席いただいております。

皆さま、ありがとうございました。

会場の報道機関の皆さまにご案内申し上げます。会議冒頭の映像・写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、会長の選出に移らせていただきます。

広告物審議会の会長につきましては、東京都屋外広告物条例第60条第1項の規定に基づき、学識経験者の委員のうちから、委員の皆さまの互選により選出していただくこととなっております。いかがでしょうか。どなたかご推薦はございませんか。

木下委員、お願いします。

○木下委員 私よりご推薦申し上げます。国土交通行政および地方行政全般にわたって、幅広い知識をお持ちの田中委員に会長をぜひお願いしたいと思います。

○根来緑地景観課長 木下委員、ありがとうございます。

ただ今、田中委員に会長をお願いしてはどうかというご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○根来緑地景観課長 ご異議がありませんようですので、田中委員には恐縮でございますが、会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○田中会長 承知いたしました。よろしくお願いします。

○根来緑地景観課長 ありがとうございます。

それでは、田中敬三委員を会長に選出させていただきます。

それでは、東京都広告物審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、田中会長に議長をお願いいたします。

田中会長、よろしくお願い申し上げます。

○田中会長 改めまして田中でございます。

ただ今ご推薦をいただき、本審議会の会長をお引き受けすることとなりました。大役に身の引き締まる思いでございます。

屋外広告物に対する規制でございますが、1949年に法律、条例が制定されて以降、75年余の長きにわたり継続されておりますが、わが国を取り巻く社会情勢が大きく変化し、また、関連技術が刻々と進歩しており、これらにしっかりと対応していくことが必要でございます。

特に、屋外広告物を活用した魅力あるまちづくりであるとか、公益的取り組みの促進、安全・安心の強化、新技術広告への対応などが当面の焦点になってくると考えられます。

本審議会では、さまざまな観点から、あるいは委員の皆さまそれぞれのご専門のお立場から忌憚（きたん）のないご意見を頂き、充実した審議を通じまして、東京都の屋外広告物行政の的確な推進に寄与することが求められていると認識しております。

皆さま方のご協力もいただきながら、円滑な議事運営に努め、しっかりと役割を果たしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、東京都屋外広告物条例第60条第3項の規定によりまして、「会長に事故がある

ときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」ということになってございます。そこで、この際、会長代理を指名させていただきたいと思います。

大変僭越ではございますけれども、木下委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○木下委員 会長のご指名でございますので、謹んで受けさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○田中会長 よろしく願いいたします。

また、木下委員には、審議会運営要綱第12条第2項に基づきまして、私とともに議事録への署名人になっていただくこととなります。よろしくお願いいたします。

○木下委員 承知いたしました。よろしくお願いいたします。

○田中会長 続きまして、小委員会の設置について事務局から説明をお願いいたします。

○安松屋外広告物担当課長 都市整備局屋外広告物担当課長の安松でございます。

小委員会の設置についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。広告物審議会では、審議の迅速性、効率性を確保するため、審議会の下部組織として2つの小委員会を設置してまいりました。今期の案件も同様に2つの小委員会の設置についてお諮りするものでございます。

まず、特例小委員会についてご説明いたします。

本委員会は、東京都屋外広告物条例第64条に基づき、条例第12条の2に定めるプロジェクションマッピング活用地区の指定に関する事項と、第30条の特例許可に関する事項を調査審議するため設置するものでございまして、学識経験者等により組織するものとなっております。

また、条例第64条第3項により、本小委員会の議決をもって審議会の議決とすることができるとされてございます。

次に、規格等検討小委員会についてご説明いたします。

同委員会は、平成17年1月の広告物審議会答申を受けて、定型ルールや規格等について迅速に調査審議するため、審議会に常設の小委員会として設けられたものでございます。

本委員会でご審議いただいた結果につきましては、調査審議の経過と併せて審議会に報告し、お諮りして結論を出していただくこととしております。

委員会の委員につきましては、東京都広告物審議会運営要綱第14条第2項により、

委員会委員等の中から会長にご指名いただくことになってございます。

事務局では、従来どおり、この２つの小委員会を設置して、それぞれの案件をご審議いただければと考えてございます。

説明は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特例小委員会の設置についてお諮りいたします。

資料２にありますとおり、特例許可のための小委員会を設置しようと存じますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田中会長 ありがとうございます。異議がないようでございますので、特例小委員会の設置について議決されたものといたします。

引き続きまして、特例小委員会の委員の指名に移らせていただきます。

特例小委員会委員の指名につきましては、条例第６４条第２項の規定により、学識経験者の審議会委員の中から会長が指名する委員５名をもって組織するとあります。

そこで、学識経験委員から５名の委員を僭越ながら指名させていただきます。

木下庸子委員、中島直人委員、田邊学委員、中野敬子委員、三谷文栄委員。以上の方々を指名させていただきます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田中会長 ありがとうございます。異議がないようですので、以上の方々に決めさせていただきますと存じます。

続きまして、規格等検討小委員会の設置についてお諮りいたします。

資料２にありますとおり、規格等検討のための小委員会を設置しようと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田中会長 特に異議がないようですので、規格等検討小委員会の設置につきまして議決されたものといたします。

引き続き、規格等検討小委員会の委員の指名に移らせていただきます。

規格等検討小委員会委員の指名については、広告物審議会運営要綱第14条第2項の規定により、委員等のうちから会長が指名する委員によって組織するとあります。

そこで、条例第58条各号の委員から最低1名、合わせて10名の委員を僭越ながら指名させていただきます。

まず、学識経験者の中から6名。菅原大輔委員、田邊学委員、古澤達也委員、鈴木世里子委員、中野香織委員、そして私、田中敬三でございます。

広告主の代表委員の中から安藤邦子委員、広告業者の代表委員の中から高村祐次郎委員、関係行政機関代表委員の中から日下真一委員、東京都職員の中から谷崎馨一委員。以上の方々を指名させていただきます。

また、このほか専門委員として、東北芸術工科大学教授の山畑信博氏を指名させていただきます、合わせて11名の小委員会といたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田中会長 特に異議がないようですので、議決のとおり2つの小委員会を設置し、調査審議を行ってまいります。

次に、報告事項に移ります。

報告事項1、屋外広告物の点検強化に係る規則の改正に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○安松屋外広告物担当課長 報告事項1、屋外広告物の点検強化に係る規則の改正に関する報告についてご説明いたします。

資料3-1をご覧ください。点検強化促進の背景と規則改正前の審議経過でございます。

まず、令和4年12月に東京都で「T O K Y O強靱化プロジェクト」を策定いたしました。こちらの中で、激甚化する風水害から都民を守るということで、強風対策といたしまして、強風による看板等の飛散事故等を防止することを掲げてございます。

この具体的な施策内容といたしまして、屋外広告物自己点検報告書の点検項目を具体化し、看板等の点検強化を促進することといたしております。

資料に記載のとおり、令和6年度の規格等検討小委員会での審議を経て、令和6年12月、広告物審議会にて、点検報告書改正案、答申案について原案を可決いたしました。その後、本年3月施行規則を改正し、公布いたしました。改正施行規則の施行、改正後の点検報告書の運用開始は令和8年4月1日といたしました。

2 ページをご覧ください。現行の都の屋外広告物自己点検報告書でございます。

現在、広告塔、広告板、アーチ、装飾街路灯の継続許可申請等の際に自己点検報告書の添付が必要となっております。許可期間は、おおむね2年以内となっておりますので、そのタイミングで点検結果を報告する仕組みでございます。

自己点検報告書の様式は、資料右側の記載のとおりでございます。現行の点検項目は資料に記載の6項目でございます。今回、点検項目・点検内容をより具体化し、点検の実効性を高める取り組みを行いました。

3 ページをご覧ください。屋外広告物自己点検報告書の点検項目具体化の方向性でございます。

全国の自治体で点検報告書策定や改正の際に参考としている国の「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」および「屋外広告物安全点検報告書（案）」をベースとしながら、点検を行う側と点検報告書を受け取る行政側の双方にとって、報告内容の適否が分かりやすい制度設計といたしました。

今回の改正のポイントは、主に5点ございます。

まず、点検時期を明確化したこと。次に、点検箇所・点検項目を具体的に提示し、6項目から18項目に増やしたこと。また、点検結果評価区分を変更し、3段階として、異常・改善の記載をすることとしたこと。さらに報告書の写真添付を明確化したこと。最後に、点検報告書の名称を「自己点検報告書」から「安全点検報告書」としたことでございます。

4 ページから8 ページまでは、今、申し上げました5点の改正のポイントにつきまして、より詳細に記載してございます。また、国の「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」を抜粋し、点検のポイントを提示したものでございます。本日は説明を割愛させていただきます。

9 ページをご覧ください。改正後の報告書の使用開始時期についてでございます。

報告書の改正により、広告物を設置される方には、継続変更の許可申請時期に合わせた点検計画の策定、点検業者さんの選定、点検実施のための諸手続き等の事務が発生することが想定されました。

屋外広告物の安全対策という観点からは、速やかな施行が求められるところではございましたが、一方で、実際に点検を行う設置者の方やご相談を受ける点検業者さん等の混乱を防ぐという観点からは、一定の準備期間が必要であると考えました。

そこで、改正内容の周知期間と既に来年の点検計画を立てている、または、これから点検計画を立てるという方のことを勘案いたしまして、公布後約１年後の申請から使用することといたしました。

１０ページをご覧ください。令和６年１２月に受理いたしました答申のポイントでございます。

まず、１番、屋外広告物の点検対象について。本来は許可が不要なものも含めて、屋外広告物の安全を確保する必要があり、今後は点検対象範囲の拡大が課題と考えること。また、点検対象か否かにかかわらず、屋外広告物所有者等の加害リスクに関する啓発について検討されたいとの答申でございました。

次に、２番、点検者について。点検の実効性を高めるには、屋外広告物所有者等で行うのは難しい点検内容を専門業者等に依頼することとなるため、今後は点検者の制度化や、その資格の検討が課題であり、業界団体と連携するなど、有効な制度について検討されたいとの答申でございました。

また、３番、報告書の改正後について。報告書の改正内容について、屋外広告物所有者等に広く丁寧な周知するとともに、改正後の許可申請状況の動向を注視してもらいたいとの答申でございました。

最後に１１ページをご覧ください。公布後の周知等についてでございます。

規則改正のリーフレットを作成し、都内区市町の許可申請窓口配布し、制度周知の協力を依頼したほか、都のホームページに掲載いたしました。また、関係する業界団体等の皆さまにも周知にご協力をいただいているところでございます。

なお、リーフレットにつきましては、資料の３－２としてお付けしてございます。

また、来月７月１日火曜日に都議会議事堂１階の都民ホールにおきまして、屋外広告物所有者や事業者等に向けた屋外広告物の点検に関する説明会を開催いたします。

東京都から様式改正について説明をするほか、松本委員が理事長を務めておられます東京屋外広告美術協同組合さまから、点検基準やポイントについてご講義をいただく予定でございます。

来年４月以降、新様式に基づく点検強化の取り組みが円滑に進むよう、引き続き周知活動に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○田中会長　ありがとうございました。

まず、本日ご欠席の委員からご意見を頂いていれば、事務局から報告をお願いいたします。

○安松屋外広告物担当課長 本日ご欠席の菅原委員からご意見を頂いております。

点検のハウツーはあると聞いているが、事故が発生した際に、所有者と点検等を行う方の責任区分がより明確になるとよいのではないかとのご意見を頂いております。

看板の場合、建築物のように明確な数値基準がなく、グレーゾーンが広いと感じており、今後の課題として認識しておけば、将来の対応がよりスムーズになるのではないかとのごことでございました。

なお、まずは点検自体を促していくことが重要であることも認識しておりますとのご意見も頂いてございます。以上でございます。

○田中会長 それでは、ご出席の委員の皆さま、何かご意見、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。よろしいですか。

お願いいたします。

○中野（香）委員 駒澤大学の中野です。ご説明ありがとうございました。

もうやってらっしゃると思うんですけど、一応念のためという形でお伺いしておきたいのが、この説明会等で広告主の皆さんに周知する際に、この重要性、点検報告書の様式が変わるというのはすごく本当にいい内容だと思っていて、思っているんですけど、広告主の皆さんにとっては、いろいろ負担が増えるので、それが面倒だなんて思われたりもすると思うんですけど、でも、それは広告主の皆さんを守ることにもつながりますし、もちろんここには強風等で飛散防止ってことはあるんですけども、私たちのほうにご説明してくださった時に、カニの看板が落ちたりっていうふうな事例をお話ししてくださったので、多分ご説明等いろいろあると思うんですが、一応念のための確認として、広告主の皆さんへの周知の仕方として、ちゃんとこの重要度っていうか重要性とか、広告主の皆さんを守ることにもつながるんですって、モチベーションではないんですけども、ちゃんとやろうと思っていただけるような形で説明していただけるといいんじゃないかなと思いました。以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

何か事務局から説明していただくこと、ございますでしょうか。

○安松屋外広告物担当課長 事務局でございます。

今の中野委員のご質問、まさにおっしゃるとおりというところでございまして、4月

以降ご説明をさせていただいた業界団体等の周知も含め、さらにその先のいわゆる不動産業とかを営む方々、東京都にも、部局は都市整備局とは別になりますが、住宅政策本部というところで不動産関係を窓口にした部署等もありますので、そのあたりに、例えばチラシを置いていただくだとか、そうしたところも通じた周知等も行いながら、点検業者さんのみならず、元々の広告主さんに対しても、広く届けるようにというところで努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

そのほかの方、いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

○古澤委員 ありがとうございます。古澤でございます。

2点ほど質問方々です。1つ目は、今ご説明いただいた新しい規制の公布の周知、これは非常に大事だと思っております。

質問は、11ページの資料によりますと、リーフレットについては、許可申請窓口に配布とあります。一方で、過去の審議会の議事録などから拝読しますと、この裾切り案件になっている広告物ですとか、そもそももう登録、失礼しました、違法状態になっているもの、申請がされてないもの、多数あると思います。

おそらく許可申請窓口の配布だけでは、そういう方々には伝わらないと思いますので、ぜひ点検の説明会、1日に開催ということですが、その後何回かされるのかかもしれませんが、ぜひ丁寧に周知をしていただければというのが1つです。

それからこれは、2つ目はご質問というのでしょうか、ですが、行政の組織の問題があらうと思います。

これも昨年度の2回目の審議会で、日下委員そのほかから、具体的なお話、ございましたが、東京都の場合、山ほど広告物があります。違法状態にあるのは多分たくさんあるんだろうと思います。

おそらく定期的にパトロールのような形もされているかと思いますが、それには相当の行政の人員を割かなければいけないという実態があらうと思います。

なかなか組織の問題なので、簡単には解決できないと思いますが、今現状どのくらいの組織のボリュームがあって、何か課題がないのかどうかというあたりについても、現状を教えていただければと思います。以上2点です。

○田中会長 ありがとうございます。

ただ今、丁寧な周知に対するご意見と、あとは２点目、体制の問題についてご質問、ございましたが、事務局、いかがでしょうか。

○安松屋外広告物担当課長　事務局でございます。

まず、１点目のご質問に対する回答でございますが、おっしゃるとおり７月１日に説明会にご参加いただく、今、エントリーをされている方々は、ある意味意識の高い方でございますが、そのあたりの方については、より細かく周知をしていくというところがございますが、来年の４月１日以降、実際に施行していく中で、少し危惧をされていますのは、実はこの点検制度が、より細くなるというところで、例えば申請の忌避とか、そうしたところもあるのではないかとこのころでございます。

ですので、ちょっとそうしたところは注視をしながら、一方で、違反状態にある広告物等については、われわれもいわゆる大きい広告物ではなくて、街中の張り紙だとか捨て看板だとかそういうものが今は対象になっているんですけれども、除却キャンペーン等をやっております。

それは地元の区市の方々に加えて、われわれ都の職員も適宜参加して、実際に街を歩いてやっているんですけれども、そうしたところの中で、実際に危なそうな看板とかを、例えばチェックをして、それを区市の担当者を通じて、街の方々等に案内をさせていただくとか、そうしたところの活動もやりながら、いきなりというよりも、本当に徐々に草の根活動的になってしまうのかもしれませんが、少しずつ広めていくというようところで、こうした制度、また、実際申請されない違反状態のものをお持ちの方に対する制度の周知等を進めていければなというふうに思っております。

あと、２点目の問題、体制の問題でございますが、実際に許可申請の窓口は区、市でしたり、都でも多摩部のほうは一部多摩建築指導事務所という出先機関が窓口でございますが、それぞれやはり１部署の、数名程度のかなり小規模な体制でやっているというところがございます。

また、区市等でいきますと、実際にその広告物の専用ではなく、例えば道路占用の部署と一緒に持っているとか、景観担当の部署と一緒に持っているとか、そうしたところで兼務をしながらやっているというところが実態でございます。

ここは実際にその組織を拡大させていただくというのは、なかなかマンパワー、リソースの問題がございますので、難しい部分はあるかと思いますが、一方で、屋外広告物行政のいわゆる取り扱う範囲も昨今非常に増えてございますので、そのあたりを各区

市の皆さまにちょっと認識をしていただきながら、しっかりやっていくよりほかないのかなというふうに考えてございます。

質問の直接的な回答になってないかもしれませんが、事務局からは以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。古澤委員、いかがでしょうか。

○古澤委員 お願いします。

○田中会長 どうぞお願いします。

○保坂委員 よろしいですか。

○田中会長 お願いします。

○保坂委員 世田谷区の保坂です。今のやり取りと非常に関連するんですが、これは広告主であるとか、広告を出している方たちが定期的に広告物の強度とか、風に対する耐性だとかいうのを細かくチェックしていくっていうことで、安全に資するものと思っております。

ただ一方で、この届をしていない看板っていうのは多分たくさんあるだろうということと、看板がたくさんある場所としては、商店街などはとてもたくさんあるっていうですね、あるいはビルのオーナーなど、こういったものを横断的にこういう制度ができますよっていう何か告知なり広報なりっていうこと、都のほうで考えていらっしゃるかどうかということと、人員が限られてるっていうお話も今、出ましたけれども、基礎自治体に対して、今回の条例で広告物の制度改編で、何か新たに求めたいものがあるのかどうか。それをこちらができるのかは、今ちょっと考えたいので、お話いただけますでしょうか。

○田中会長 ありがとうございます。

保坂委員のご質問等に対しまして、事務局からコメントをお願いいたします。

○安松屋外広告物担当課長 事務局でございます。

今、2点ご質問を頂戴したというふうな認識でございますが、1点目の、例えば商店街関係ですとか、ビルのオーナーですとか、そうしたところの周知というところかと思えます。

今現在、そのような団体さまに直接、いわゆるこのチラシお持ちしてというところはやれていない状況はございますが、手前どもがいろいろお付き合いのある業界団体さんを通じて、例えば今、本日も松本委員にご参加いただいております東京屋外広告美術協

同組合さまおよび点検関係、サインの施工をやられている業界団体さまでございますが、そこを通じてですとか、いろいろ商店街との何か関係もあるというふうに聞いてございます。そうしたところとかを通じながら徐々にというところではあるかもしれませんが、確かに周知をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、もう1点、基礎自治体さまに対する制度改変ですとか、求めるものというところでございますが、おそらく点検項目が6項目から18項目になったことで、かなり実際の広告物の所有者さまや点検業者さまの負担は増えるのかなというふうに思っておりますので、まずは、先ほど説明もさせていただきましたけれども、来年4月1日以降の状況を注視しながら、例えばこうしたところを区市町に追加でお願いをしたりだとか、そうしたところの会話をさせていただきながら検討できればというふうに考えてございます。以上でございます。

○栗原景観・プロジェクト担当部長 すいません、景観・プロジェクト担当部長の栗原でございます。

私のほうから補足ということで、ちょっと一言だけ加えさせていただければと思います。すいません。保坂委員から今ご発言いただいた部分で、少し実効性を高める上で、行政としてできることの中で、例えば、建築確認の中で、建築行政の中で定期報告制度みたいなものがございます。

東京都のほうでも、区さんのほうと役割分担をしながら進めている内容がございますが、こういったいわゆる建物の事業者さんを中心としたオーナーさんへの普及啓発というのは、現行の定期報告制度みたいなものもございますので、そういった窓口とも少し連携しながら、今回の内容については、制度の周知などをもう少し強化していくことができるのではないかなと。

以前札幌で起きました看板の転落事故は、建物のオーナー自身、定期報告実施をやってなかったというふうな実態があったということを伺っておりますので、少しそういった面から今、行政としてあるツールは最大限に利用して対応できればというふうには考えておりますので、そういった部分では、各区さん市さんのほうにも少しご相談を、今後させていただきたいと考えております。ありがとうございました。

○保坂委員 お答えいただいてありがとうございました。

大体お答えをいただいたんですが、問題意識としては、こういった定期点検をされている看板以外の登録外のものは老朽化していたり、もう既にお店も廃業しているけれど

も看板だけ残ってるとか、そういったものは結構危ないものが多いのかなっていうふうに思っておりまして、そういったところを全部ローラーかけるってのは、なかなか実態としてもマンパワーできないですけども、ちょっとこれは今後の課題なんではないかな、というような受け止めでよろしいですか。

○栗原景観・プロジェクト担当部長　ありがとうございます。

今、お話があった部分、確かに実際に届け出はないというところもあるかと思いますが、その部分が、例えばパトロール週間等を設けておりますので、ここは東京都でも各区さんのほうでも、違法建築物だとか違法建物へのパトロール週間というのを時期的に設けていると思います。

そこで、少しできますればテーマを決めて、パトロール等での強化でそういったところを見つけていければというふうに思ってますし、その辺のところもまた各自治体の方ともご相談させていただいて、メニューに加えていければというふうには考えております。

○田中会長　よろしいでしょうか。

そのほかの方、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

○古澤委員　1点だけ今のに関連して。

○田中会長　どうぞ。

○古澤委員　今までの議論に関連して要望です。

定期的に体制を組んでパトロールされていると思うんですけども、往々にしてパトロールの中身が、禁止区域の中にある掲示物を撤去していただくとか、張り紙だとかということになりますと、広告物の2つの目的、安全と景観のうちの景観のほうにどうしても偏るんだろうと思います。

今までの話をお聞きしていると、今回の改正は安全のほうをテーマにしているわけですので、その定期の方法、点検というんでしょうか、パトロールの際に、どうやってその安全の点検ができるのかと、目視でそのほかでは難しいという現状もあります。

その時の行政担当だけでなく、各業界のプロの方にもご参画いただくなど、そうした体制の工夫があったらいいのかなっていうのが1つです。

○田中会長　事務局からコメントをお願いいたします。

○安松屋外広告物担当課長　まさに今おっしゃいました、多分業界さん等との連携をした安全パトロールというようなところの話の中で、東京屋外広告美術協同組合さまでも

実際に商店街の街歩きだとか、そういったところも取り組みとしてやられているというふうに聞いていますので、例えば、逆にそちらに、われわれ行政側と一緒に参加をして、プロの目で見ながら、行政側もどこが危険なのかとか、そうしたところを認識していくという取り組みは有効なのかなというふうに思っておりますので、そうした取り組みも検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○田中会長　ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

お願いいたします。

○松本委員　松本でございます。

私ども、要は業界団体の代表としまして、まちづくりのパトロールというのをやっております。毎年やっておるんですが、今までなかなか行政の担当の方の参加が少なかったり、難しいところがあったりしたんですね。

今回この条例の改正にあたって、今後は各区、窓口が区でございますので、区の担当の方々の認識も大分変わってきていると思いますので、より有効なパトロールというか、街歩きして危ない看板を、ここはこういうところが危ないと、実際に見ながら指摘させていただくというような活動してまいりますので、いいのかなと思いますけど。

○田中会長　どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

引き続きご検討を進めていただき、的確な対応をお願いいたします。

次に報告事項の２、広告宣伝車に係る規制の状況について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○安松屋外広告物担当課長　報告事項２、広告宣伝車に係る規制の状況についてご説明いたします。

資料４をご覧ください。これまでの経緯でございます。

施行規則改正前は、都条例の適用対象外である都外ナンバーの広告宣伝車が派手な色遣いや過度の発光を伴い都内の繁華街を走行しており、都市の良好な景観への影響や交通環境の悪化の問題が生じ、現在の規制が実態とそぐわない面が現れてございました。

そこで、令和５年度に広告物審議会へ諮問させていただき、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも都条例を適用されるよう、規定を改正するべきとの答申を受理い

たしました。

そして、令和6年3月、施行規則を改正・公布した後、令和6年6月、改正施行規則を施行し、当該ナンバーの広告宣伝車へ都条例の規制の適用を開始いたしました。

2ページをご覧ください。広告宣伝車交通量調査の実施についてでございます。

現在、都外ナンバーの広告宣伝車への規制開始前後の広告宣伝車の走行状況の実態を観測することにより、規制の実効性について検証を行っているところでございます。

前回令和6年12月の広告物審議会までで、令和6年2月～3月の調査および7月～8月の調査結果について報告いたしました。今回新たに令和7年1月～2月の調査結果についてご報告いたします。

3ページをご覧ください。調査概要でございます。

調査箇所と期間でございますが、今回は資料の中ほど右側に記載の新宿、渋谷、上野、池袋、六本木、銀座の6カ所でそれぞれ連続7日間行っております。

4ページをご覧ください。

主な調査項目といたしましては、車両ナンバー、通行時刻、広告の表示内容、広告の表示方法、こちらはLED式・内照式などの別、それから任意で車体への貼付をお願いしている東京都広告物宣伝車許可票の掲出でございます。

5ページをご覧ください。調査結果でございます。

まず、走行台数および車籍地でございます。走行台数は、今回は39台であり、前回とほぼ横ばいでした。車籍地は右下の円グラフのとおり、今回は全て都外ナンバー車でございました。

6ページをご覧ください。広告の表示方法でございます。

右上の円グラフのとおり、内照式37台、発光なし2台で、今回もLEDの広告宣伝車は観測されませんでした。こちらは制度の周知が進んだ結果と認識しております。

また、許可票の掲出および許可状況でございます。右下の円グラフのとおり許可票の掲出がないものが2台あり、うち1台は許可あり、1台は許可なしでございました。こちらは事業者さまへ許可申請を受けるように連絡をさせていただいております。

また、許可票の掲出があった車両につきましても確認したところ、許可なしが3台ございました。こちらは別のデザインで許可を取得した際の許可票を掲出したと思われるものと推測されます。当該車両のデザイン自体の許可がないものにつきましては、事業者さまへ連絡をさせていただきます。

7ページをご覧ください。まとめでございます。

まず、改正内容についての周知が進み、制度の運用が定着しつつある。また、ほとんどの広告宣伝車が改正後の規則にのっとり適正に走行していることは、広告の表示方法の結果にも表れていると考えてございます。

また、デザイン自主審査により改正以前よりも色遣いや安全面等に配慮したデザインとなつてございます。

本日ご出席の大村委員が所属する公益社団法人東京屋外広告協会さまに多大なご協力をいただいております、デザイン自主審査を受験する仕組みとなりましたので、赤系などのどぎつい色の回避、文字量の削除、顔を掲示する大きさの変更、QRコードの削除など、所要の修正が行われた結果であると考えてございます。

次に、今後の課題でございますが、引き続き広告宣伝車事業者や広告主の方への規制内容の周知啓発を行うとともに、車体利用広告の状況について注視してまいります。

また、屋外広告物法や屋外広告物条例での対応が困難な問題が発生した場合には、警視庁や各関係法令の所管等と連携して対応してまいります。

説明は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

まず、本日ご欠席の委員からご意見を頂いていれば、事務局から報告をお願いします。

○安松屋外広告物担当課長 こちらにつきましては、特にございませんでした。

○田中会長 それでは、ご出席の委員の皆さま、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。

お願いいたします。

○中野（香）委員 駒澤大学の中野です。

こちらもちまた、とてもいい調査結果でしたので、内容としては、より、この調査結果で、今ご説明にありましたけれども、周知がされているということ、世の中にも、もうちょっと積極的に情報発信したらいいんじゃないかなというふうに思っているという形です。

この規制の議論の際には、議論に至るまでのプロセスにおいては、比較的マスメディア、ネットメディア等が取り上げて話題になつてゐることもあつたんですけども、施行後というのはなかなかそれももう話題ということになることが少ないというふうに思っ

ていますので。改めて施行後にも調査検証した結果、きちんとそれが周知されていて、LEDがなくて内照式になったりとかという形で、それが進んでるんだっていうことも改めてそれを都民の皆さんというか、これを世の中にも伝えていくと。よりそれをまたさらに周知してっていうことだったり、こうした規制の重要性ということの理解にもつながるんじゃないかなと思いましたので、単純にウェブサイトに掲載するというだけではなくて、より、リリースにするとかっていう形で、ちょっと積極的な情報発信があったらいいんじゃないかと思っておりますので、ご検討お願いします。

○田中会長 事務局、いかがでしょうか。

○安松屋外広告物担当課長 ご意見ありがとうございます。交通量調査、年に2回やっております。

どのタイミングで、どうした報告ができるかというところを検討しながら進めてまいりたいと思いますし、東京都は昨年の6月に施行いたしましたけれども、結構地方都市ですとか、そうしたところでも最近検討が始められたところがあるということで、割合とこちらに対しても先行事例ということで、マスコミさんからの問い合わせ等も増えてございます。

そうしたところでも取り上げられる際に、都の現状を広くお伝えするだとか、そうした方法もあるかと思っておりますので、検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

○谷崎委員 よろしいですか。

○田中会長 お願いいたします。

○谷崎委員 東京都、谷崎でございます。

ご意見ありがとうございます。東京都各局、都市整備局もそうなんですけれども、マスコミの記者さんたちと懇談会やっておりますんで、そういう中でいろんな事業を発信していくんですね。ぜひ、今言っていたことはそのとおりだと思いますので、そういう場所でも発信していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

そのほかの方、いかがでしょうか。

田邊委員、お願いいたします。

○田邊委員 オンラインで参加させていただきました田邊と申します。

私自身が繁華街に近いエリアに住んでおりまして、私の自宅の近くをアドトラックが

比較的頻繁に通行します。一般的な都民の感覚として、アドトラックが嫌われる要因は、光の要素と音の要素があるんじゃないかというふうに思います。

光の要素というのは、どちらかというとドライバーさんへの害ということですが、音というのは、近隣に居住する住民にとって非常に深刻な課題なのかなというふうに思っております。

この条例の立て付けとして、音については屋外広告物の対象外であるということは理解しておりますし、現状、東京都の環境確保条例ですか、この基準を準用してお願いしている状況だというふうに伺っておりますけれども、このような調査の時に、音声の有無とか、お願いとはいえ、数値を示しているものが実際に順守されているのかどうかというのは、ぜひ把握していただいて、それが守られていないような状況であれば、これ、お願いということになりますけれども、そのことも伝えていただかないと、実際には光の要素と音の要素が相まって、アドトラックを規制しなければいけないというような動きになっているかと思しますので、そのあたりの、少なくとも調査はお願いできないかなというところです。

調査方法についても課題があるようなことをお伺いしましたけれども、測定機器等も別に特殊なものではないわけですので、できましたら、そういうところも含めて、今後の調査をしていただけるように検討いただきたいなというように思います。

○田中会長　ただ今の田邊委員のご指摘に対して、事務局から回答をお願いいたします。

○安松屋外広告物担当課長　ただ今のご質問、ご意見に対してでございますが、本年度も同様の交通量調査をもう既に企画、実行するということでございますので、そのタイミングで今、ご意見ございました音関係についても、例えば対象に加えるだとか、どういう測定ができるかというところは、もちろんございますけれども、少し検討できればというふうに考えてございます。以上でございます。

○田中会長　よろしいでしょうか。

○田邊委員　よろしく申し上げます。

○田中会長　続いて鳥越委員、お願いいたします。

○鳥越委員　鳥越です。まさに、同じことです。

確かにこれ、昨年度の審議会の時にも報告されている内容とはちょっとずれますし、広告物という定義そのものがハードなもの、ビジュアルなものが中心なので、まともに

話せた時には、ちょっと違う状況になるというのは事実ですが、昨年伺った調査結果の一部に求むことが、田邊委員のおっしゃるように本当に出ておりましたし、そこを制度上、条例が、広告といいながらビジュアルのものに限定しているという現状そのものを、どのようにやっぱりトータルのものにしていくかという課題があるのではないかという発言を昨年も私、いたしました。

そのへんについては、今、やっぱり今後の改善をどのように本質的に持っていくかということ、できれば共に考えていきたいという気持ちがございますので、ぜひ今後の検討課題として改めて発言させていただきたいと思います。

ついではすけれど、最近も海外の、カナダの、サウンドスケープの動きっていうの、グローバルなんですけど、インバウンドで来る方も多くて、カナダから来たお友達が、これは築地、銀座に近いところですけど、歩いていた時に、それは普通の広告宣伝ではなくて何か宗教的なものだったらしいんですけど、すごくショックを受けて、こんなものなのかと。日本人から見た時にそんなもんだといえるのかもしれない、日本人も非常に困ってる人もいますけれど、やっぱりこういった、今どんどん社会状況も変わるからということが、事務局からのご発言の中にもありましたけれど、やっぱりいろいろな観点から検討すべきことで、本来は広告などというのは非常に音声も本質的には入ってるべきものなんですよね。そのへんもぜひ今後の課題として取り上げていっていただきたいと思います。以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○安松屋外広告物担当課長 ご意見ありがとうございます。

法体系的な話になると、やや大きな話にはなるんですけども、とはいえ、昨年の6月に施行以降、やはり音に関する苦情といいますか、そういう声もわれわれの担当にもいろいろ入ってきてございます。

もちろんこれまでご説明をさせていただいたように、音関係について、所管の、都の環境局といろいろ情報共有、連携しながら、そのあたりの規制値等を周知していくという活動に加えて、最近そういう広告宣伝車の事業者さんでも、小規模ではございますが、業界団体的なものを立ち上げて、いろいろ自主的に取り組んでいこうというような動きがございます。

事業者さんも全てが全て爆音で繁華街を走らせようと思っているわけではなくて、も

ちろんある程度の節度を持って走らせないと、そもそも自分たちの業態が成り立たなくなるんじゃないかというような懸念をお持ちだったりもしますので、そうした方々とも対話をさせていただきながら、音の問題をどう解決していくか、少し抑えていくかですか、あとは条例・規則にはかけなくても、そうしたところの自主的な、例えばガイドラインとか、そうした方策もあるかと思いますので、もちろん全く音の話を無視することではなくて、継続的に検討しながら進めていければなというふうには考えてございます。以上でございます。

○鳥越委員 ぜひとも、よろしくお願いいたします。

また、意識が高いところの方は当然いいんですが、全く考えないし、そこが穴があるからってということで、そこでむしろ積極的に持っていったって現状もございますので、そのへんのところもよく考えていただけたらと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、頂いたご指摘等につきまして、引き続き対応をよろしくお願いいたします。

次に、報告事項の３、審議会開催実績について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○三野屋外広告物担当課長代理 事務局、屋外広告物担当の課長代理の三野と申します。私のほうからご説明させていただきます。

資料５でございます。こちら、今回は令和６年１２月１７日に開催いたしました東京都広告物審議会以降の開催実績をご報告させていただきます。

前回の審議会以降、本日までの間、特例小委員会を２回開催いたしました。主な審議内容といたしましては、屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業や公園内に設置する屋外広告物の掲出、それから、規格を超える広告物の掲出といったものがございました。具体的な案件は資料に記載のとおりでございます。

なお、規格等検討小委員会につきましては、前回の審議会以降、本日までの間、開催はございませんでした。

広告物審議会の開催実績のご説明は以上となります。

○田中会長 ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたし

ます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました議事は全て終了でございます。

進行を事務局にお返しいたします。

○根来緑地景観課長 田中会長、ありがとうございました。

では、これをもちまして、本日の東京都広告物審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆さま、誠にありがとうございました。

午前 11 時 34 分閉会